

政令第 号

道路運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「、第三号及び前二号」を「及び前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

附 則

この政令は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日（平成二十八年十二月二十日）から施行する。

理由

道路運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の事業の休止の届出に係る国土交通大臣から地方運輸局長に委任された権限の運輸監理部長又は運輸支局長への委任を廃止する必要があるからである。